

## 県立学校教職員用パソコン管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県立学校の教職員が校務系ネットワークで使用するパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要綱の対象とするパソコンは、ICT 教育推進課において各県立学校長に貸し出し、又は保管転換したものとする。

### (使用目的)

第3条 パソコンは、文書作成、教材作成、業務システム（総務事務システム、旅費システム等）等一般の事務で使用するものであり、ファイルサーバーや各種システム専用端末としての使用を禁ずる。ただし、一般の事務と兼ねて使用する場合は、この限りでない。

### (県立学校における管理)

第4条 各県立学校長は、業務におけるパソコンの活用の状況を把握し、また、効果的な活用に努めるものとする。

2 各県立学校長は、前項の内容について、ICT 教育推進課長の求めに応じ報告するものとする。

### (返却及び保管転換)

第5条 各県立学校長は、教職員の異動又は退職、その他の事由によりパソコンが余った場合は、当該パソコンを返却し、又は他の県立学校へ保管転換しなければならない。ただし、4月の組織改正及び人事異動によるものについては、各年度において、別途定める手続によるものとする。

2 前項の返却及び保管転換に当たっては、他の県立学校において使用できる状態になるよう設定変更等を行うものとする。

### (使用者)

第6条 各県立学校長は、全てのパソコンの使用者を明確にするものとする。

2 使用者は、善良なる注意をもってパソコンを管理しなければならない。

### (故障時の対応)

第7条 使用者は、パソコンに障害が発生した場合には、復旧に努めるものとする。

2 前項の障害がハードウェアに起因するものである場合は、パソコン毎に定められた保守業者等に連絡し、その指示に従うものとする。

(使用者の責に帰する事由による障害)

第8条 前条第2項の障害が、別に定める使用者の責に帰する事由により発生した場合であって修理に要する経費が発生したときは、その経費は県立学校が負担するものとする。

2 前項の修理に係る手続は別に定める。

(定めのない事項)

第9条 この要綱に定めのない事項については、ICT教育推進課長と各県立学校長が協議して対処するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。